

◆◆◆ 財政健全化法の概要 ◆◆◆

企画財政課 財政係

1 法律制定の背景について

平成 18 年からスタートした「地方分権 21 世紀ビジョン懇談会（総務大臣 私的懇談会）」で、財政再建法の見直しが議論されていたところ、その最中に、北海道夕張市の財政破綻が明らかになり、財政健全化法の制定に向けて拍車がかかりました。

地方公共団体の財政運営の状況を、単に各会計の決算情報だけでなく、「よりわかりやすく」、「関連団体も含めた」、「将来的な負担も含めた」、内容で情報公開し、住民・議会とともに財政の健全化を進めるしくみについて定めたものである。

2 財政健全化法の特色について

従来の財政再建法は、いわゆる赤字再建法といわれるように、普通会計の収支のみが対象となっており、標準的な財政規模に対して、市町村では「20%以上の赤字」というレッドカードの基準に達するまでは、再建制度がなく、早期是正のしくみがなかったため、次の三点が大きな特徴となっている。

- (1) 財政健全化法は、イエローカードとして「早期健全化基準」を設け、従来よりも早期に財政の健全化に取り組むしくみを新しく定義したこと。
- (2) 普通会計の赤字のみに着目するのではなく、公営企業会計を連結させた赤字や一部事務組合も含めた公債費負担の重さ、さらに土地開発公社などの関連団体に対する将来的な負担の重さなどを考慮し、4つの財政指標を設け、多角的な視点から地方団体全体の財政状況を捉えることとしたこと。さらに、公営企業ごとの資金の不足に対する指標も設け、経営健全化への取組みが財政健全化法により、他の会計と一体的に行われるよう定義されていること。

(3) 財政情報の開示の徹底を促すしくみを定めたことであり、すべての団体において、4つの財政指標を毎年度算定し、議会へ報告するとともに住民へ公表することが義務付けられていること。

3 従来の制度との違いについて

	従来の財政再建法	財政健全化法
再建のしくみ	普通会計において赤字額が標準財政規模の20%を超えると、いきなり財政再建団体（レッドカード）となりその前に健全化を図る段階がなかった。	財政再生団体（レッドカード）の前に早期健全化団体（イエローカード）の段階が設けられました。
財政の悪化を計る対象	地方公共団体の本体だけが対象で公営企業（水道・下水道など）・広域連合・一部事務組合・第三セクターなどの経営状況は考慮されません。	地方公共団体の本体に公営企業（水道・下水道など）・広域連合・一部事務組合・第三セクターなども加えて判断するようになりました。
財政の悪化を計る方法	単年度の現金収支のみです。	単年度の現金収支に加えて、過去からの累積に基づく基準が設けられました。
公営企業の経営	規定がありません。	公営企業の会計ごとの経営の健全化を促す基準が設けられました。

4 4つの財政指標について

①実質赤字比率

今まで使われていた「実質収支比率」と同じ考え方のものである。「公営企業会計」や「国民健康保険事業会計」などを除いた「普通会計」において、「歳入額から歳出額を差引いた額」を標準財政規模で割った比率で、いわゆる**黒字か赤字かを示すもの**。今回から「赤字」という表現を用いており、黒字の場合は数値が「-」（ない）ということになる。

②連結実質赤字比率

今までにない、新しい指標である。「普通会計」と「公営企業会計」などのすべての「特別会計」を含めた「全会計」の「赤字額の計」から「黒字額の計」を差し引いた額」を標準財政規模で割った比率で、**地方公共団体全体として、黒字か赤字かを示すもの**。「赤字」という表現を用いており、黒字の場合は数値が「-」（ない）ということになる。

③実質公債費比率

算定が始まって2年目の指標。地方債の償還額に加えて、「公営企業会計」や「一部事務組合、広域連合」の地方債償還に充てた支出を含めた「公債費負担」を標準財政規模で割った比率で、**公債費負担の重さを示すもの**である。

④将来負担比率

今までにない、新しい指標である。地方債残高のほか、「公営企業会計」や「一部事務組合、広域連合」、さらに「土地開発公社」、「第三セクター」に対する債務も含めた「各団体が背負っている実質的な債務」を標準財政規模で割った比率で、**将来的な負担の重さを示すもの**で、標準的な年間収入の何年分の債務があるかというイメージとなっている。

5 早期健全化基準、財政再生基準について

(1) 早期健全化基準（いわゆるイエローカード）

4つの指標ごとに設定され、どれか一つでも基準を超えれば、早期健全化団体となり、議会の議決を経て「**財政健全化計画**」を定めなければならない。

【21年度から、前年度決算に基づき適用】

指 標	市町村	県
①実質赤字比率	財政規模に応じ11.25～15%	3.75%
②連結実質赤字比率	財政規模に応じ16.25～20%	8.75%
③実質公債費比率	25%	25%
④将来負担比率	政令市を除き 350%	400%

(2) 財政再生基準（いわゆるレッドカード）

将来負担比率を除いた3つの指標ごとに制定され、どれか一つでも基準を超えれば、財政再生団体となり、議会の議決を経て「財政再生計画」を定めなければならない。

【21年度から、前年度決算に基づき適用】

指 標	市町村	県
①実質赤字比率	20%	5%
②連結実質赤字比率	30%	15%
③実質公債費比率	35%	35%

※財政再生団体は、財政再生計画について国の同意を得なければ、地方債を発行することができなくなる。

6 資金不足比率について

公営企業における資金不足額（一般会計などの実質赤字に相当する額）の営業収益などに対する比率で、市町村における経営健全化基準（早期健全化基準に相当する基準）は20%となっている。

公営企業ごとに、企業活動に必要な資金の過不足を示す指標であり、充足されている場合は数値が「-」（ない）ということになる。

健全化判断比率等の概要

一般会計等の実質赤字額

$$\blacksquare \text{ 実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※一般会計等の実質赤字額… 一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

※実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

連結実質赤字額

$$\blacksquare \text{ 連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※連結実質赤字額… イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額

イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

$$\blacksquare \text{ 実質公債費比率} = \frac{\text{(3か年平均) 標準財政規模} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模}}$$

※準元利償還金…イからホまでの合計額

- イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ホ 一時借入金の利子

将来負担額－（充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債
現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）

■将来負担比率＝
$$\frac{\text{将来負担額－（充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

※将来負担額…イからチまでの合計額

- イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
- ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 連結実質赤字額
- チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

※充当可能基金額…イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

資金の不足額

$$\blacksquare \text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

※資金の不足額

①資金の不足額（法適用企業）＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

②資金の不足額（法非適用企業）＝（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額… 事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※事業の規模

①事業の規模（法適用企業）＝ 営業収益の額－受託工事収益の額

②事業の規模（法非適用企業）＝ 営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

平成 19 年度決算に基づく長和町の状況

財政健全化判断比率

指 標	比 率	基 準	
		早期健全化	財政再生
①実質赤字比率	- (-7.9)	15.00%	20%
②連結実質赤字比率	- (-10.88)	20.00%	40%
③実質公債費比率	18.5%	25.0%	35%
④将来負担比率	95.9%	350.0%	

※①及び②については、黒字の場合は数値が「-（該当ない）」になる。（ ）は黒字のためマイナス表示とする。

資金不足比率

会計名	比 率	基 準	参 考（単位：千円）		
			歳入額	歳出額	剰余額
水道特別会計	-	20.0%	456,774	449,396	7,378
特定環境保全公共下水道事業特別会計	-		681,643	645,119	36,524
簡易排水施設特別会計	-		14,538	13,266	1,272
農業集落排水事業特別会計	-		162,423	138,968	23,455
観光施設事業特別会計	-		138,259	129,973	8,286
計	-		1,453,637	1,376,722	76,915

※充足されているため数値が「-（該当ない）」になる。

以上